

「介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に関する意見書」および「消費税の軽減税率制度を求める意見書」に対する反対討論

日本共産党の松岡徹です。議員提出議案第6号、介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に関する意見書に対する反対討論を行います。

介護保険問題では、政府が進めようとしている介護保険改悪の全体像の中で地域支援事業の問題点をとらえることが重要です。

厚生労働省は、来年の通常国会に、介護保険改悪案の提出を準備しています。その特徴は、介護を必要とする人のサービス利用をきびしく制限し、国民に負担を強いるというものです。

厚労省が社会保障審議会介護保険部会にしめした改悪案は、ひとつは、一定の所得のある高齢者の利用料負担増です。2000年に介護保険制度が発足して以来、1割だった利用料負担を初めて2割にするものです。年金など限られた収入しかない高齢者にとっては、現在の1割負担も軽くありません。負担の重さからサービス利用を断念する高齢者も少なくありません。

介護保険は、いったん介護が必要になれば、生涯利用を続ける人がほとんどという特別の制度です。2割への負担増の対象は、65歳以上の高齢者の5人に1人にものぼります。経済的理由で利用を断念する人を激増させることなどあってはなりません。

介護保険部会で、大企業役員の委員から“将来すべての課税対象者を一律2割に”との意見も出ています。今回の負担増が「原則2割」の突破口にされる危険もあります。次に、特別養護老人ホームの入所条件を「要介護3」以上にすることが計画されています。これによって「介護難民」をさら生み出し、「保険あって介護なし」という深刻な事態が広がることになってしまいます。

以上のような改悪案とともに、政府が強行しようとしているのが「軽度者」の締め出しです。「要支援1、2」の高齢者約150万人を国基準の介護保険給付の対象から除外するという事は、制度の存立にかかわる大問題です。

もともと「要支援1、2」は、小泉政権時の、2005年介護保険改悪で導入されたもので、当時「要介護」の高齢者が「要支援」に変更され、福祉用具の取り上げなど深刻な事態が生じました。それでも「予防給付」という国基準の介護保険給付を保障する仕組みは残されました。

今回は国基準による「予防給付」の仕組みすら廃止し、市町村の事業に丸投げするというものです。あまりに無責任、無慈悲と言わなければなりません。

地域支援事業については、導入して改善ではなく、導入そのものに問題があるということです。

議員提出議案第6号には同意できません。

議員提出議案第3号「消費税の軽減税率制度を求める意見書」について述べます。

安倍政権は、消費税8%による増収分は、全額社会保障の財源に回すとともに、増税によって日本経済や国民の暮らしが痛めつけられないよう配慮するとしてきましたが、安倍政権のもとでの来年度予算方針は、そうしたことが消費税増税の口実にすぎなかったことを示しています。

政府が決めた来年度予算編成の基本方針や与党の来年度「税制改正大綱」で盛り込まれているのは大企業への減税です。東日本大震災の復興財源になる復興特別法人税の来年3月末廃止、「民間活力の活用」などの口実での大企業の交際費や設備投資減税、そして、財界が強く要求した法人実効税率の引き下げも「引き続き検討」と明記されています。

減税などで大企業のもうけを増やせば、トリプルダウンのように回りまわって賃金や下請け単価が引き上げられるという筋書きが、実際は、内部留保が巨額に膨れ上がるだけで、何の保証もないことはすでに証明済みであり、この面での消費税増税の口実も破たんしています。

消費税増税の増税分を社会保障の財源に回すといった口実も、年金引下げ、生活保護や介護などの改悪等ですでに底が割れています。

政府が先日発表した7～9月期の国内総生産（GDP）改定値は年率1・1%の伸びと、速報値より大幅に悪化しました。

国民の所得が減り続けるなか、消費税が増税されれば、国民生活はいっそう悪化し、日本経済がさらに落ち込むことは確実です。

消費税増税はまさに“百害あって一利なし”です。

消費税増税を中止すること。そのことを求める意見書こそ強く求められていることをあらためて強調するものです。

議員提出議案第3号には同意できません。